

食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業実施要領

制定 平成28年4月1日27食産第5741号
農林水産省食料産業局長通知
改正 平成29年3月31日28食産第6134号

第1 目的

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の2の食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5517号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。以下同じ。）及び法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。
- 2 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

- 1 日本の食消費拡大国民運動推進事業
事業実施主体は、学校等の施設給食への地場産農林水産物の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材（以下「コーディネーター」という。）の育成・派遣を実施する。その内容及び補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）コーディネーター育成研修会
学校等の施設給食での地場産農林水産物の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するため、専門的知見を持つ人材を育成するための研修会を行う。
（補助対象経費）

研修内容の検討費、研修会の開催費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃金、会場借料、貸し切りバスの借料等）

（２）コーディネーター派遣

地域における学校等の施設給食へ地場産食材を安定的に供給するためのシステムの構築を支援するため、コーディネーターの派遣を行う。

（補助対象経費）

コーディネーターの派遣に係る経費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、賃金等）

第４ 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第５ 採択基準等

実施要綱第４の採択基準は、次に掲げるとおりとし、事業承認者は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- （１）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- （２）事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- （３）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （４）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第６ 事業の成果目標

事業実施主体は、地産地消の推進を通じて国産農林水産物・食品の消費拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。

第７ 事業実施手続

１ 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式２により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。

ただし、事業実施計画の変更（２の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第８の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、事業承認者は、事業実施主体に対し、第５の採択基準について、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

２ 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第５の２の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （１）事業の内容の追加又は削除
- （２）事業目的の変更

- (3) 交付要綱別表 1 の 2 の食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の別添の「第 2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第 8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに別記様式 2 により事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 13 の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の 6 月末日までに別記様式 3 により事業成果状況に係る報告書を作成し、事業承認者に報告するものとする。

3 指導

- (1) 事業承認者は、1 の事業実施状況報告書の内容を確認し、事業目標の達成が困難と認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 事業承認者は、2 の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (3) 事業承認者は、1 及び 2 並びに (1) 及び (2) のほか、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 10 留意事項

事業実施主体は、地方農政局及び都道府県担当部局と研修会の開催内容等について情報共有するなど、連携を図るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 新たな米需要創出支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26生産第3386号）は廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 食のモデル地域育成事業実施要領（平成25年5月16日付け25食産第631号、25生産第514号、25林政経第137号、25水漁第306号）は廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。
- 4 消費拡大全国展開事業実施要領（平成25年5月16日付け25生産第508号、25水漁第301号）は廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。
- 5 学校給食地場食材利用拡大モデル事業実施要領（平成26年3月20日付け25食産第4683号）は廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。
- 6 国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成28年1月20日付け27食産第4765号）は廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに又はその翌年度以後に繰り越して実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 の 4 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 7 の 1 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業実施計画の承認
（変更、中止、廃止の承認）申請について

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5516号農林
水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添え
て、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）
○○○○○○○○○○○○（注 3）
（中止、廃止の理由）
○○○○○○○○○○○○（注 4）

- （注 1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。
（注 2）関係書類として別添を添付すること。
（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事
業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更
部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業
内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。
（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成 年
度食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業実施計画の実施結果の報告につい
て」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

日本の食消費拡大国民運動推進事業実施計画（実施結果報告書）

平成 年 月 日
事業実施主体名

第1 事業実施主体の概要等

1 団体概要		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	メールアドレス	URL
2 事業の実施体制		
※ 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。		

第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	冊	冊	冊	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計					

- (注) 1 区分欄は、交付要綱別表1に掲げる経費を記載すること。
- 2 備考欄には、区分欄に掲げる経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- 3 備考欄は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 謝金、賃金、手当については、その単価の根拠
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

第3 事業実施計画の目的

--

第4 事業の内容

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

第5 取組により期待される効果・目標

--

第6 事業スケジュール等

時期	取組内容（事業の内容）

（注）事業の開始から終了に至るまでの取組を時系列に沿って記載すること。

別記様式 3（第 8 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業実施要領（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5741号農林水産省食料産業局長通知）第 8 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要のわかる資料、アンケート調査結果等を添付すること。